

広域ごみ・汚泥処理施設整備基本計画について

1 目的

本計画は、エネルギー回収推進施設、マテリアルリサイクル推進施設（リサイクルセンター）の整備を行うための基本的な諸条件について定め、施設の全体像を明らかにすることを目的とする。なお、施設整備については PFI 的手法を用いた公設民営方式を想定しているため、PFI 手続きの際に作成する要求水準書等との整合性の図れる内容とする。

2 策定事項

(1) ごみ処理現状の把握

本組合におけるごみ処理の現状、排出量の将来推定等について、「一般廃棄物処理基本計画」、「循環型社会形成推進地域計画」等から取りまとめる。

(2) 施設整備の基本方針

ごみ・汚泥処理施設の整備方針を設定するとともに、情報公開のあり方等についても基本方針として取りまとめる。

(3) 処理方式

処理対象廃棄物を①有機性廃棄物、②有機性廃棄物以外の可燃ごみ、③不燃ごみ・容器包装廃棄物・粗大ごみの3種類に分類し、処理方式の検討を行う。

①有機性廃棄物を対象とした処理方式

有機性廃棄物のエネルギー回収技術（焼却等）及び原燃料回収技術（メタン発酵）等の処理方式の原理と特徴について明らかにする。また、安全性、耐久性、経済性（建設費・維持管理費）、維持管理、公害防止対策等の長所及び短所を比較整理するほか、納入実績及び実証プラント稼働実績等を明らかにする。

②有機性廃棄物以外の可燃ごみを対象とした処理方式

策定済み計画等や近年の可燃ごみを処理対象とした処理方式の稼働状況を踏まえ、ストーカ炉、流動床炉について概要説明と特性の比較を行い、また処理方式について、原理と特徴を明らかにし、安全性、耐久性、稼働実績、経済性（建設費・維持管理費）、維持管理、公害防止対策等の長所及び短所を比較整理する。

③不燃ごみ・容器包装廃棄物・粗大ごみを対象とした処理方式

各処理工程の処理・資源化について本組合の施設に適した方式を検討する。また、別項で検討する啓発機能計画、公害防止計画等と整合のとれたものとする。

(4) 計画ごみ質及び施設規模の設定

当該処理施設の計画ごみ質の設定及び施設整備規模の確認を実施。

(5) 処理システム

該当処理施設に係る各処理工程の基本処理フロー等について検討する。

(6) リサイクルセンター啓発機能

地域住民が積極的に利用し、かつリサイクルに対する意識の啓発が効果的になされるよう諸機能及び施設の検討を行い、その概要を定めること。

- ・ 情報提供、学習の場
- ・ 修理・再生の場
- ・ 集会イベント等、地域活動支援の場
- ・ 展示・提供の場

(7) 公害防止

当該処理施設における排ガス、排水、騒音、振動、悪臭等に係る排出基準（公害防止目標値）及び環境基準（公害防止水準）を設定し、各種公害防止装置における入口・出口濃度の設定や各方式における除去率、性能実績等から、それぞれの公害防止対策を設定する。

(8) 余熱利用

当該処理施設からの廃熱を回収し、場内及び場外での余熱利用計画について検討する。

(9) 施設建設に係る課題等

※網掛け：整備方針検討委員会検討事項

(用語解説)

注1 PFI (Private Finance Initiative : プライベート・ファイナンス・イニシアティブ)

公共施設等の建設・維持管理・運営等を、民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用して行う新しい手法。民間の能力を活用することにより、行政が直接実施するよりも、事業コストの削減、より質の高い公共サービスの提供が可能となる。

注2 公設民営方式

PFI と同じように、公共施設等の建設・維持管理・運営を、民間の経営能力及び技術能力を活用して行う手法。ただし、資金調達は行政が行い、施設の所有は行政にある。

注3 有機性廃棄物

食品廃棄物や木くずなど動物や植物に関係する資源化可能な残りかす。